

仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について

平成 20 年 4 月 11 日  
 関係省庁申合せ  
 平成 22 年 8 月 24 日  
 一部改定  
 平成 26 年 4 月 11 日  
 一部改定  
 平成 27 年 3 月 31 日  
 一部改定

1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するとともに、仕事と生活の調和連携推進・評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行うため、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を開催する。

2. 連携推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣府仕事と生活の調和推進室長
構成員	人事院職員福祉局職員福祉課長
	内閣官房内閣参事官（内閣人事局）
	内閣府仕事と生活の調和推進室長代理
	内閣府仕事と生活の調和推進室次長
	内閣府仕事と生活の調和推進室参事官
	総務省大臣官房企画課長
	文部科学省生涯学習政策局参事官
	厚生労働省労働政策担当参事官
	厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長
	経済産業省経済産業政策局産業構造課经济社会政策室長

3. 連携推進会議の庶務は、内閣府仕事と生活の調和推進室において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

●仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議の開催について 新旧対照表

新	旧
<p>1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するとともに、仕事と生活の調和連携推進・評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行うため、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を開催する。</p> <p>2. 連携推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣府仕事と生活の調和推進室長            構成員 <u>人事院職員福祉局職員福祉課長</u>  <u>内閣官房内閣参事官（内閣人事局）</u>            内閣府仕事と生活の調和推進室長代理            内閣府仕事と生活の調和推進室次長            内閣府仕事と生活の調和推進室参事官            総務省大臣官房企画課長            文部科学省生涯学習政策局参事官            厚生労働省労働政策担当参事官            厚生労働省労働基準局労働条件政策課長            厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長            経済産業省経済産業政策局産業構造課经济社会政策室長</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>1. 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月18日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）に基づき、関係施策の推進について、関係省庁の密接な連携を確保するとともに、仕事と生活の調和連携推進・評価部会の点検・評価結果を踏まえ、国の施策・事業の見直しを行うため、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を開催する。</p> <p>2. 連携推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。</p> <p>議長 内閣府仕事と生活の調和推進室長            構成員 内閣府仕事と生活の調和推進室長代理            内閣府仕事と生活の調和推進室次長            内閣府仕事と生活の調和推進室参事官            総務省大臣官房企画課長            文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）            厚生労働省労働政策担当参事官            厚生労働省労働基準局労働条件政策課長            厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長            経済産業省経済産業政策局産業構造課经济社会政策室長</p> <p>3～4 （略）</p>